

国民宿舎利活用検討委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

国民宿舎利活用検討委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

国民宿舎桂浜荘（以下、「桂浜荘」という。）は、施設の老朽化に伴い、利用者が減少するなか、新型コロナウイルスの影響により利用者が激減し、現在は休館している。

今後の桂浜荘の在り方を検討するにあたっては、民間活力の導入が不可欠であり、民間事業者の参入可能性や条件、施設の老朽化等の課題を踏まえた検討が必要となる。

本業務では、劣化度調査により、民間事業者が参入する際に必要となる投資額や改修コストを把握し、サウンディング型市場調査等を通じて、様々な整備手法における参入可能性や課題を把握するとともに、桂浜荘の現在の市場価値等を確認し、整備手法案を柔軟に検討していくことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「国民宿舎利活用検討業務仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年12月15日まで

(5) 予算限度額

12,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者

(2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

(5) 本市の令和3・4年度高知市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は令和4・5年度物件等競争入札参加資格を有する者

ただし、令和4・5年度物件等競争入札参加資格審査申請（追加登録）を契約課へ令和4年11月28日（月）午後1時までに行っており、契約締結日までに入札参加資格を有する見込みの者も含む。

(6) 本業務に類似する官民連携業務に係る調査検討の業務実績を有する者

3 審査及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、審査は2段階で実施する。

① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、企画提案書の提出者を選定する。

② 2次審査は、2次審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた企画提案書の提出者及び次点者を特定する。なお、プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。
※受託候補者は、最も優れた企画提案書の提出者とする。また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 選定委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員4人 計6人

(3) 選定基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 資格要件」のとおりとする。

イ 2次審査の評価基準は、別記「選定基準」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

4 説明会

(1) 開催日時

令和4年11月21日(月) 午前10時から

(2) 開催場所

高知市役所本庁舎6階618会議室(高知市本町5丁目1番45号)

(3) 申込書類

説明会参加申込書(様式第1号)

(4) 申込方法

FAX又は電子メールにより申込みすること。※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(5) 申込期限

令和4年11月18日(金) 午後5時(必着)

(6) 申込先

高知市商工観光部観光企画課

FAX番号: 088-823-9415

E-mail: kc-150300@city.kochi.lg.jp

5 質疑・回答

(1) 提出書類

質問書(様式第2号)

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和4年11月25日(金) 正午(必着)

- (4) 提出先
高知市商工観光部観光企画課
FAX番号：088-823-9415
E-mail：kc-150300@city.kochi.lg.jp
- (5) 回答方法
令和4年11月28日（月）に高知市観光企画課ホームページに掲載する。

6 参加意向申出書

- (1) 提出書類
- | | |
|--------------------|-----|
| ア 参加意向申出書（様式第3号） | 1部 |
| イ 資格要件確認書（様式第4号） | 1部 |
| ウ 企業の業務実績調書（様式第5号） | 1部 |
| エ 企業概要がわかるパンフレット等 | 11部 |
- (2) 提出方法
提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (3) 提出期限
令和4年11月30日（水） 午後5時（必着）
- (4) 提出先
高知市商工観光部観光企画課
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階
- (5) 参加資格審査及び結果通知
参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面にてこの理由について説明を求めることができる。

7 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類
- ア～オについては、正本1部、副本10部、カについては1部、提出すること。
- ア 業務の実施体制（様式第6号）
- イ 配置予定技術者の資格・経歴等（様式第7号の1，様式第7号の2）
- ウ 企画提案応募申請書（様式第8号）
- エ 企画提案書（任意様式）
- 提案にあたっては、下記課題を中心に本業務の実施方針等がわかりやすい提案とすること。
- ※様式は、下記の提案課題ごとにA4判片面（A3折込可）で2枚以内とし、様式の向きは、縦又は横のいずれかで統一すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まない。
- 課題1 本業務の実施方針に関する提案
- ・提案者のノウハウ、優位性等に基づいた本業務の実施方針
 - ・桂浜荘の利活用検討にあたって想定される課題やその対応方針、類似の官民連携によるリニューアル事業での対応実績、その他参考事例等
 - ・業務手順及び工程
- 課題2 劣化度調査の具体的手法の提案
- ・劣化度調査の具体的な実施手法及び体制に関する提案

- ・改修コストや改修後の維持管理コスト試算に用いる算定手法

○課題3 民間事業者の参入意欲調査の具体的手法の提案

- ・提案者のノウハウやネットワーク, 優位性等
- ・具体的な実施方針や手法等
- ・想定する調査回数や対象事業者数

オ 業務参考見積書 (任意様式)

カ 情報非公開希望申立書 (様式第9号)

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし, 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(3) 提出期限

令和4年12月16日 (金) 正午 (必着)

(4) 提出先

高知市商工観光部観光企画課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受理した後の差し替え, 追加, 削除等は一切認めない。

8 実施スケジュール(予定)

公告	令和4年11月14日 (月)	
説明会	令和4年11月21日 (月)	午前10時
質疑書の提出期限	令和4年11月25日 (金)	正午
質疑に対する回答	令和4年11月28日 (月)	
参加意向申出書の提出期限	令和4年11月30日 (水)	午後5時
参加資格確認結果の通知	令和4年12月8日 (木)	
提案書の提出期限	令和4年12月16日 (金)	正午
プロポーザル選定委員会の審査 (プレゼンテーション)	令和4年12月23日 (金)	
審査結果の通知	令和5年1月上旬 (予定)	
契約の締結	令和5年1月中旬 (予定)	

9 問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

高知市商工観光部観光企画課 担当: 佐々木, 古谷

電話番号: 088-823-9457 FAX番号: 088-823-9415

E-mail: kc-150300@city.kochi.lg.jp

10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は, すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において, 次のいずれかに該当するときは, 当該契約に係る資格を失うものとし, 既に提出された企画提案書は無効とする。
 - ア 参加資格を満たさなくなったとき。
 - イ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

- ウ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- エ 提出書類に不備があった場合，又は指示した事項に違反した場合。
- オ 審査委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (3) 提出された書類は，理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 提出された書類は，提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は，審査及び説明並びに公表のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は，高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。したがって，提案内容に条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する部分がある場合は，企画提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第 9 号）を提出すること。ただし，非公開の申出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは，公開することがある。
- (7) 参加を辞退するときは，必ず高知市観光企画課に参加辞退届（様式第 10 号）を提出すること。なお，辞退することによって，今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (9) 契約締結後，次に掲げる事項を公表する。業務概要，契約相手方の名称及び所在地，契約締結日，契約金額，提案者の順位及び得点（受託者以外の提案者の名称は公表しないこととする。），その他必要な事項